

青森県報

号外第二十七号

平成十八年
三月三十一日
(金曜日)

目次

規則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) ……
 青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、
 及び補助執行させる規則の一部を改正する規則…………… (同) ……七

規則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十七号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の二を削る。

第四条の見出し中「県税事務所長」を「県税事務所等の長」に改め、同条第一項中「県税事務所」を「地域県民局及び県税事務所」に改める。

第四条の三の見出し中「健康福祉こどもセンター所長」を「健康福祉こどもセンター等の長」に改め、同条中「健康福祉こどもセンター」を「地域県民局及び健康福祉こ

どもセンター」に改め、同条第十三号を次のように改める。

十三 削除

第四条の三第十三号の二及び第十三号の三を削り、同条第十六号を次のように改める。

十六 青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例(平成十七年七月青森県条例第六十三号)の施行に関する次のこと。

イ 第三条第九号の規定による報告の受理に関すること。

ロ 第六条第一項の規定による必要な措置の勧告に関すること。

ハ 第六条第二項の規定による措置の命令に関すること。

ニ 第六条第三項の規定による入浴施設の使用の停止の命令に関すること。

ホ イからニまでに係る第五条第一項の規定による報告及び資料の徴収に関すること。

第四条の三第十七号中トを削り、チをトとし、リをチとし、又をリとし、ルを又とし、ヲをルとし、同条第十七号の四の次に次の一号を加える。

十七の五 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)の施行に関する次のこと。

イ 第四十八条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること(二以上の所管区域にわたる区域を対象とする事業を行う者、二以上の第一種社会福祉事業を行う者、第一種社会福祉事業及び保育所の経営を行う者、第一種社会福祉事業及び介護老人保健施設を利用させる事業を行う者又は保育所の経営及び介護老人保健施設を利用させる事業を行う者が設置する施設(以下「大型法人等設置施設」という。)の設置者に係るものを除く。)

ロ 第五十二条第一項の規定による自立支援医療費の支給認定に関すること。

ハ 第五十四条第三項の規定による医療受給者証の交付に関すること。

ニ 第五十六条第二項の規定による支給認定の変更の認定に関すること。

第四条の三第十八号中イを削り、ロをイとし、同号ハ中「第二十一条の九の二」を「第二十一条の九の六」に改め、同ハを同号ロとし、同号中ニを削り、ホをハとし、ヘをニとし、トをホとし、チをヘとし、同号リ中「児童居宅生活支援事業等」を「障害児相談支援事業等」に改め、同リを同号トとし、同号中又をチとし、ルをリとし、ヲを又とし、ヲをルとし、カをヲとし、ヨをワとし、タをカとし、同条第十八号の三イを削り、同号ロ中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改め、同ロを同号イとし、

同号八中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、同八を同号ロとし、同号二中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同二を同号八とし、同号ホを同号二とし、同条第三十三号中ヲをムとし、ナをラとし、ネをナとし、ツをネとし、ソをツとし、レをソとし、タをレとし、ヨをタとし、カの次に次のように加える。

ヨ 第四十四条第一項の規定による保護施設の管理者からの報告の徴収に関すること（大型法人等設置施設の設置者に係るものを除く。）。

第四条の三第三十五号に次のように加える。

ト 第百十五条の六第一項の規定による指定介護予防サービス事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。

第四条の三第三十六号中イを削り、ロをイとし、同号八中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「身体障害者相談支援事業等」に改め、同八を同号ロとし、同号二を同号八とし、同条第四十一号中イを削り、ロをイとし、同号八中「知的障害者居宅生活支援事業等」を「知的障害者相談支援事業」に改め、同八を同号ロとし、同号二を同号八とする。

第五条第四号中「保健所運営協議会、」を削る。

第五条の二第二号二中「第十条第二項（）」の下に「第十七条の十二第一項及び」を加え、同号ホ及びへ中「第十八条の十三第二項」を「第十七条の十二第二項及び第十八条の十三第二項」に改め、同号中ナをウとし、ネをムとし、同号ツ中「ソ」を「ナ」に改め、同ツを同号ラとし、同号中ソをナとし、レをネとし、タをツとし、ヨをソとし、カをレとし、ワをタとし、ヲをヨとし、ルをカとし、ヌをワとし、リをヲとし、チの次に次のように加える。

リ 第十七条の四第一項及び第十七条の五第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理に関すること。

又 第十七条の六第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理に関すること。

ル 第十七条の七の規定による計画の変更及び廃止の命令に関すること。

第五条の二第九号ト中「及び浄化槽清掃業者」を「浄化槽清掃業者及び第十条第三項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者」に改め、同トを同号ヨとし、同ヨの前に次のように加える。

ヲ 第十二条の二第一項の規定による定期の水質検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言に関すること。

ワ 第十二条の二第二項の規定による定期の水質検査を受けるべき旨の勧告に関

すること。

カ 第十二条の二第三項の規定による定期の水質検査を受けるべき旨の勧告に係る措置の命令に関すること。

第五条の二第九号中へをルとし、ホをヌとし、同ヌの前に次のように加える。

リ 第十一条の二の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理に関すること。

第五条の二第九号中ニをチとし、ハの次に次のように加える。

二 第七条第二項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定検査機関からの報告の受理に関すること。

ホ 第七条の二第一項の規定による水質検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言に関すること。

ヘ 第七条の二第二項の規定による水質検査を受けるべき旨の勧告に関すること。

ト 第七条の二第三項の規定による水質検査を受けるべき旨の勧告に係る措置の命令に関すること。

第五条の三を第五条の四とし、第五条の二の次に次の一条を加える。

（青森県動物愛護センター所長への委任）
第五条の三 青森県動物愛護センター所長に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の施行に関すること。

イ 第十四条の規定による犬の死体の解剖及び犬の殺処分に関する許可に関すること。

ロ 第十八条第一項の規定によるけい留されていない犬の抑留に関すること。

二 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）の施行に関する次のこと。

イ 第八条第一項の規定による動物取扱業者の届出の受理に関すること。

ロ 第九条第一項及び第二項の規定による動物取扱業者の変更及び飼養施設の使用の廃止の届出の受理に関すること。

ハ 第十条第二項の規定による動物取扱業者の地位の承継の届出の受理に関すること。

ニ 第十二条第一項の規定による改善の勧告に関すること。

ホ 第十三条第一項の規定による動物取扱業者からの報告の徴収に関すること。

ヘ 第十五条第一項の規定による必要な措置の勧告に関すること。

ト 第十五条第三項の規定による市町村の長に対する協力の要請に関すること。

三 青森県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十

- 一 (号)の施行に関する次のこと。
- イ 第十七条第一項の規定による特定動物の逸走の通報の受理に関すること。
- ロ 第二十条の規定による犬による加害等の届出の受理に関すること。
- ハ 第二十一条第一項の規定による野犬等の捕獲及び抑留に関すること。
- ニ 第二十一条第四項の規定による野犬等を抑留したときの通知及び公示に関すること。
- ホ 第二十一条第五項の規定による飼い犬の返還の申請の受理に関すること。
- ヘ 第二十一条第六項の規定による野犬等の処分に関すること。
- ト 第二十二条第一項の規定による野犬等の薬殺に関すること。
- チ 第二十四条第一項の規定による必要な措置の勧告に関すること。
- リ 第二十四条第五項の規定による措置の命令に関すること(特定動物に係るものを除く。)
- 又 第二十五条第一項の規定による飼い主からの報告及び資料の徴収に関すること(特定動物に係るものを除く。)
- 第六条の三を削る。
- 第七条(見出しを含む。)中「青森県立さわらび園長」を「医療療育センターの長」に改め、同条第一号中「青森県肢体不自由児施設条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十二号)」を「青森県医療療育センター条例(平成十四年三月青森県条例第一号)」に改める。
- 第十三条の見出し中「農林水産事務所長」を「農林水産事務所等の長」に改め、同条第一項中「農林水産事務所」を「地域県民局及び農林水産事務所」に改め、同項第一号に次のように加える。
- ツ 第九十七条の二の規定による届出の受理に関すること(農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号)第百八十八条第一項第十九号に係るものに限る。)
- 第十三条第一項第二号中「の施行に関する次のこと」を「第七条第二項の規定による信用事業方法書の制定、変更及び廃止の届出の受理に関すること」に改め、イからニまでを削り、同項第三号から第七号までを次のように改める。
- 三 農業協同組合法施行規則の施行に関する次のこと(二以上の所管区域にわたる区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会に係るものを除く。)
- イ 第六十九條第七項の規定による業務報告書の提出の延期の承認に関すること。

- ロ 第七十三條第二項の規定による縦覧の開始の延期の承認に関すること。
- ハ 第八十九條第一項の規定による事業計画書の受理及び同条第六項の規定による事業計画書の提出の延期の承認に関すること。
- 四から七まで 削除
- 第十三条第一項第十号中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金助成法」に改め、同項第十七号から第二十四号までを次のように改める。
- 十七から二十四まで 削除
- 第十三条第一項第二十五号の四へ中「第百十条」を「第百十条第一項」に改め、同へを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。
- ヘ 第六十一条第四項の規定による定款変更の届出の受理に関すること。
- 第十三条第三項中「三戸地方農林水産事務所、下北地方農林水産事務所」を「三八地域県民局、下北地域県民局」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「東地方農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所、下北地方農林水産事務所」を「三八地域県民局、下北地域県民局、東地方農林水産事務所」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 三八地域県民局及び下北地域県民局並びに農林水産事務所等の長に、前項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。
- 一家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の施行に関する次のこと。
- イ 第十七条第一項及び第二項の規定によると殺処分に関すること。
- ロ 第二十条第一項の規定による病性鑑定のための処分に関すること。
- ハ 第五十八條第四項の規定による評価人の選定に関すること。
- 二 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品及び医療機器に係る薬事法の施行に関する次のこと。
- イ 第二十六条第一項の規定による一般販売業の許可に関すること。
- ロ 第二十六条第三項ただし書の規定による卸売一般販売業に係る医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可に関すること。
- ハ 第二十八条第一項の規定による薬種商販売業の許可に関すること。
- ニ 第三十条第一項の規定による配置販売業の許可に関すること(二以上の所管区域にわたる区域を配置区域とする配置販売業に係るものを除く。)
- ホ 二に係る第三十二條の規定による配置販売業者又はその販売員に係る配置従事者の届出の受理に関すること。

へ 二に係る第三十三条第一項の規定による配置販売業者又はその販売員に係る配置従事者の身分証明書の交付に關すること。

ト 第三十五条の規定による特例販売業の許可に關すること。

チ 第三十八条及び第四十条第二項において準用する第十条の規定による医薬品の販売業並びに管理医療機器の販売業及び賃貸業の廃止、休止及び再開並びに許可事項及び届出事項の変更の届出の受理に關すること。

リ 第三十九条の三第一項の規定による管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出の受理に關すること。

又 第六十九条第二項及び第三項の規定による医薬品の販売業者並びに管理医療機器の販売業者及び賃貸業者からの報告の徴収に關すること。

ル 薬事法施行令（以下この号において「令」という。）第四十五条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の書換え交付に關すること。

ヲ 令第四十六条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の再交付に關すること。

ワ 令第四十六条第三項及び第四十七条の規定による医薬品の販売業の許可証の受理に關すること。

三 獣医療法（平成四年法律第四十六号）第三条の規定による診療施設の開設、休止及び廃止並びに開設届出事項の変更の届出の受理に關すること。

四 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）の施行に關する次のこと。

イ 第十六条第一項の規定による家畜人工授精師の免許に關すること。

ロ 第十八条の規定による家畜人工授精師免許証の交付に關すること。

ハ 第十九条第一項の規定による家畜人工授精師の免許の取消しに關すること。

ニ 第二十四条の規定による家畜人工授精所の開設の許可に關すること。

ホ 第二十六条第一項の規定による家畜人工授精所の開設の許可の取消しに關すること。

ヘ 家畜改良増殖法施行令（昭和二十五年政令第二百六十九号。以下この号において「令」という。）第九条の規定による家畜人工授精師免許証の書換え交付に關すること。

ト 令第十条の規定による家畜人工授精師免許証の再交付及び返納の受理に關すること。

第十四条の見出し中「農林水産事務所」を「農林水産事務所等」に改め、同条中「農林水産事務所」を「地域県民局の地域農林水産部及び農林水産事務所」に改める。

第十八条の見出し中「県土整備事務所長」を「県土整備事務所等の長」に改め、同条第一項中「県土整備事務所」を「地域県民局及び県土整備事務所」に改め、同項第五号ヲ中「第四十八条の十」を「第四十八条の十六」に改め、同項第十一号ホ中「第二項」を「第三項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改め、同項第十一号の四

八中「第四十八条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同項第十六号を次のように改める。

十六 削除

第十八条第一項第十九号イ中「第十五条第一項」を「第七十四条第一項」に改め、

同号ロ中「第十五条の二第二項」を「第七十五条第一項」に改め、同号ハ中「第二十五条第四項」を「第八十七条第十項」に、「特定建築主」を「特定建築主等及び第七

十五条第四項の規定による報告をすべき者」に改め、同ハを同号二とし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 第七十五条第四項の規定による特定建築物に係る報告の受理に關すること。

第十八条第三項を削り、同条第二項中「弘前県土整備事務所を除く」を「三八地域県民局及び下北地域県民局並びに」に、「前項」を「前二項（十和田県土整備事務所

長にあつては、第一項）」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、下北地域県民局長については第二号ト及び又に掲げる事務を、五所川原県土整備事務所長については第一号二及びホ並びに第二号ト及び又に掲げる事務を除く。

第十八条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 地域県民局並びに青森県土整備事務所及び五所川原県土整備事務所の長に、前項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 青森県特定公共賃貸住宅条例の施行に關する次のこと。

イ 第六条の規定による入居の承認に關すること。

ロ 第八条第一項の規定による入居補欠者の決定に關すること。

ハ 第九条の規定による入居手続に係る指定等に關すること。

ニ 第十条第二項の規定による入居期限延長の承認及び入居期限の指定に關すること。

ホ 第十条第三項の規定による入居の届出の受理に關すること。

ヘ 第十条第四項の規定による入居の承認の取消しに關すること。

- ト 第十二条第一項の規定による家賃の徴収に関する事。
- チ 第十二条第三項（第二十条第五項において準用する場合を含む。）の規定による明け渡した日の認定及び家賃の徴収に関する事。
- リ 第十四条の規定による家賃の減額に関する事。
- ヌ 第十五条第一項の規定による敷金の徴収及び同条第二項の規定による敷金の還付（損害賠償金がある場合の敷金の還付を除く。）に関する事。
- ル 第十六条第二項の規定による選択に関する事。
- ロ 第十八条第三項ただし書、第四項ただし書、第五項及び第六項の規定による承認に関する事。
- ワ 第十九条第一項の規定による届出の受理に関する事。
- カ 第二十条第三項及び第四項の規定による金銭の徴収に関する事。
- コ 第二十一条第一項の規定による駐車場の利用の承認に関する事。
- ク 第二十二条の規定による使用料の徴収に関する事。
- ケ 第二十三条の規定による駐車場の利用の承認の取消しに関する事。
- 二 青森県特定公共賃貸住宅規則（平成九年七月青森県規則第七十四号）の施行に關する次のこと。
 - イ 第七条の規定による届出の受理に関する事。
 - ロ 第八条の規定による住民票の写し及び所得証明書の徴収に関する事。
 - ハ 第十二条の規定による届出の受理に関する事。
 - ニ 第十三条の規定による届出の受理に関する事。
 - ホ 第二十四条の規定による届出の受理に関する事。
 - ヘ 第二十五条の規定による届出の受理に関する事。
- 三 地方自治法の施行に關する次のこと（県営住宅の団地及びその共同施設並びに特定公共賃貸住宅及びその共同施設に係るものに限る。）
 - イ 指定管理者との公の施設の管理に關する協定の締結（支出負担行為であるものを除く。）に關すること。
 - ロ 指定管理者が行う公の施設の管理の監督に關すること（第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消し及び管理業務の停止の命令を除く。）。
 - ハ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定による収納の事務の委託（滞納された家賃、敷金、駐車場の使用料等に係るものに限る。）並びに同条第二項の規定による当該委託に係る告示及び公表に關すること。

- 二 地方自治法施行令第六十五条の三第一項の規定による支出の事務の委託に關すること（敷金及び過誤納金の還付（損害賠償金がある場合の敷金の還付を除く。）に係るものに限る。）。
 - 第十八条第四項を次のように改める。
 - 4 中南地域県民局及び三八地域県民局長に前二項（中南地域県民局長にあつては、第一項及び第二項）に規定する事務のほか、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。
 - 一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の施行に關する次のこと。
 - イ 第二十五条の七第一項の規定による流域下水道の施設の使用の制限に關すること。
 - ロ 第二十五条の八第一項の規定による原因調査の要請及び同条第二項の規定による必要な措置の要請に關すること。
 - ハ 第二十五条の九の規定による共用の暗渠（せき）を設ける場合の協議に關すること。
 - ニ 第二十五条の十第一項において準用する第十六条の規定による流域下水道管理者以外の者の行う工事等の承認に關すること。
 - ホ 第二十五条の十第一項において準用する第二十三条第一項の規定による流域下水道台帳の調製及び保管に關すること。
 - ヘ 第三十二条第一項の規定による他人の土地の立入り及び一時使用に關すること。
 - ト 第三十八条第一項及び第二項の規定による許可及び承認の取消し並びにその条件の変更並びに必要な措置の命令に關すること。
 - 二 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七号）の施行に關する次のこと。
 - イ 第十七条の七の規定に關すること。
 - ロ 第十七条の八の規定に關すること。
- 第十八条第五項中「弘前県土整備事務所長」を「中南地域県民局長」に、「第三項」を「前二項」に改め、同条第六項中「八戸県土整備事務所長」を「三八地域県民局長」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第七項中「及び第二項」を「及び第三項」に改め、同項第一号中「（昭和三十三年法律第七十九号）」を削り、同号ロ中「（排水施設を設ける場合を除く。）」を削り、同ロを同号ヨとし、同号イの次に次のように加える。
 - ロ 第十一条の二の規定による使用の開始等の届出の受理に關すること。
- ハ 第十一条の三第三項及び第四項の規定による改造の命令に關すること。

二 第十二条の三の規定による特定施設の設置等の届出の受理に関すること。
ホ 第十二条の四の規定による特定施設の構造等の変更の届出の受理に関すること。

へ 第十二条の五の規定による計画の変更及び廃止の命令に関すること。

ト 第十二条の六第二項の規定による実施制限期間の短縮に関すること。

チ 第十二条の七の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。

リ 第十二条の八第三項の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。

又 第十二条の九第一項の規定による事故の状況等の届出の受理及び同条第二項の規定による応急措置の命令に関すること。

ル 第十三条第一項の規定による排水設備等の検査に関すること。

ヲ 第十四条第一項の規定による公共下水道の使用の制限に関すること。

ワ 第十六条の規定による公共下水道管理者以外の者の行う工事等の承認に関すること。

カ 第二十三条第一項の規定による公共下水道台帳の調製及び保管に関すること。
第十八条第七項第一号に次のように加える。

タ 第三十二条第一項の規定による他人の土地の立入り及び一時使用に関すること。

レ 第三十八条第一項及び第二項の規定による許可及び承認の取消し並びにその条件の変更並びに必要な措置の命令に関すること。

第十八条第七項第二号イ中「認定」の下に「及び工事の実施方法の指定」を加え、同号二中「(除害施設に係るものを除く。)」を削り、同号中子を又とし、同又の前に次のように加える。

リ 第十三条第三項の規定による水の使用量を計算するための装置の設置に関すること。

第十八条第七項第二号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 第七条の規定による指定排水設備工事業者の指定に関すること。

第十八条第七項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 青森県公共下水道条例施行規則(平成三年三月青森県規則第二十号)の施行に関する次のこと。

イ 第八条の規定による届出の受理に関すること。

ロ 第九条第一項及び第二項の規定による指定排水設備工事業者の指定の取消しに関すること。

ハ 第十条第一項の規定による排水設備責任技術者の認定に関すること。

二 第十一条第一項の規定による排水設備配管技術者の認定に関すること。

ホ 第十二条第一項の規定による排水設備責任技術者等の認定の取消しに関すること。

第十八条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 青森県土整備事務所長に第一項から第三項までに規定する事務のほか、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の施行に関する次のこと(青い森公園に係るものに限る。)

イ 第六条第一項の規定による都市公園の占用の許可及び同条第三項の規定による許可事項の変更の許可に関すること。

ロ 第九条の規定による都市公園の占用に係る協議に関すること。

ハ 第十条第二項の規定による必要な指示に関すること(第五条第一項の規定による許可に係るものを除く。)

二 青森県都市公園条例(昭和五十三年三月青森県条例第四号)の施行に関する次のこと(青い森公園に係るものに限る。)

イ 第五条第一項の規定による行為の許可に関すること。

ロ 第七条の規定による許可の取消し等の監督処分に関すること。

ハ 第十六条第一項の規定による使用料の徴収、同条第二項の規定による使用料の減免及び同条第三項の規定による使用料の還付に関すること。

三 青森県営柳町駐車場条例(平成九年三月青森県条例第五号)の施行に関する次のこと。

イ 第四条の規定による駐車料金の徴収に関すること。

ロ 第五条の規定による回数券及びプリペイド・カードの発行に関すること。

四 青森県営駐車場条例(昭和五十九年三月青森県条例第五号)の施行に関する次のこと。

イ 第四条の規定による使用料の徴収に関すること。

ロ 第五条の規定による回数券及びプリペイド・カードの発行に関すること。

五 地方自治法の施行に関する次のこと(県営柳町駐車場及び県営駐車場に係るものに限る。)

イ 指定管理者との公の施設の管理に関する協定の締結(支出負担行為であるものを除く。)に関すること。

ロ 指定管理者が行う公の施設の管理の監督に関すること(第二百四十四条の二
第十一項の規定による指定の取消し及び管理業務の停止の命令を除く。)

ハ 地方自治法施行令第五十八号第一項の規定による徴収の事務の委託(駐車
料金及び使用料に係るものに限る。)並びに同条第二項の規定による当該委託
に係る告示及び公表に関すること。

六 青い森セントラルパーク条例(平成十五年三月青森県条例第二号)の施行に関
する次のこと。

イ 第三条第一項の規定による行為の許可に関すること。

ロ 第四条の規定による許可の取消し等の監督処分に関すること。

ハ 第五条第一項の規定による使用料の徴収及び同条第二項の規定による使用料
の減免に関すること。

第二十二條及び第二十三條中「第三条の二」を「第四条」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この規則により委任した事務に係る申請、届出その他の行為で、この規則の施行
の際、現に青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)第三条に
規定する本庁において受理しているもの又は施行のための手続中のものについては、
なお従前の例による。

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規
則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十八号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させ
る規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規
則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中、「新青森県総合運動公園(青森県都市公園条例(昭和五十三年三

月青森県条例第四号)第五条第一項に規定する特定公園施設に限る。)及び青森県立
三沢航空科学館」を「及び新青森県総合運動公園」に改める。

第十三条中「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」を「労働時間等の設定の
改善に関する特別措置法」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭